児童手当制度改正 手続き要否フローチャート

以下の質問に「はい」または「いいえ」でお答えください。

- ① 現在、江南市から児童手当の支給を受けていますか。
 - ※特例給付(児童1人あたり、月額5,000円)を受けている方も「はい」に進んでください。
 - ※公務員の方は、勤務先で手続きをしてください。
 - ※施設等入所中の子どもは児童手当の対象外となります。

はい

- ② 高校生年代以上の子ども(平成14年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた子)を監護・養育していますか。
 - ※子どもが就労していたり、別居したりしている場合であっても、父母等が子どもを 監護し、かつ、生計を維持している場合は、児童手当の対象となります。

はい

③ 大学生年代の子ども(平成14年4月2日から平成18年4月1日 までに生まれた子)がいて、

かつ、年齢順に子どもの人数を数えたとき、高校生年代以下の子ども(平成18年4月2日以降に生まれた子)が 3人目以降となりますか。

いいえ

いいえ

はい

手続きが必要です

※大学生年代の子どもを支給要件児童として登録する ために、「監護相当・生計費の負担についての確認 書」などの提出が必要です。

詳しくは、ホームページなどをご確認ください。

いいえ

原則、手続きは不要です

※高校生年代の子どもがいる場合でも、手続き不要で支給額が変更されますが、<u>現制度において、支給要件児童として登録していない子どもがいる場合は、別途手続きが必要となります。</u>詳しくは、江南市からお送りするお知らせをご確認ください。

【登録されていない例】

高校生年代の子どもの住民登録が市外にあり、別居監護の申立てをしていない場合 など

手続きが必要です

- ※新たに手当を受けるために、「認定請求書」の提出が必要となります。
- ※現在、児童手当等の支給を受けていない方で、高校生年代以下の子どもがいる家庭につきましては、 世帯主様宛てにお知らせを郵送します。詳しくは、お知らせをご覧ください。

なお、令和6年6月分以降の児童手当が高所得によって、支給を受けられない方につきましては、 「消滅通知書」または「認定却下通知書」とともに、受給者様宛てにお知らせを郵送します。

【お問い合わせ先】

江南市役所こども未来課 こども育成グループ La: 0587-54-1111 (内線215・236・247)